

(仮称)野洲市立病院基本計画策定に係る各協議等の経緯と状況

No.	別添資料の参照ページ	年・月	日	庁内協議・主要事務	対県協議等(やり取り) 健康医療課主管関係 市町振興課主管関係	基本計画評価委員会	議会_※病院関係のみ	参加者	その概要等
1		H26.5	平成26年5月30日				①基本計画策定方法及び全体スケジュールについて(都基特委)		
2		H26.7	平成26年7月11日	②基本計画策定支援業務を株式会社環境研究所へ発注					
3			平成26年7月23日				③基本計画の発注についての報告(都基特委)		
4			平成26年7月23日		④今後の病院新設・建替等の実施予定についての国照会(「国ヒアリング資料」)(県→市)				
5			平成26年7月24日	⑤野洲病院に対するヒアリング				野洲病院(院長、事務部長外) 市(市長、政策部長、担当課5) コンサル(4)	新病院建設に向けた検討を行うための、現野洲病院のヒアリングチーム設置に係り、野洲病院、市及びコンサルで、今後の進め方を打ち合わせた。(市長も含めたキックオフ的な位置づけ) ・市長指示事項等 ・基本構想の具体化 ・野洲駅前で市直営と言う個別条件を踏まえる ・建設費、診療報酬制度、人件費等は最新データに基づくこと ・野洲病院の最新の体制及び経営状況を参考とする ・評価委員会の役割は最終案の鑑定・評価
6			平成26年7月29日		⑥予定ありとの回答(市→県)				
7		H26.9	平成26年9月18日		⑦国ヒアリング資料の作成依頼(県→市)				
8			平成26年9月26日		⑧基本構想の内容で回答(市→県)				
9	P1~P2	H26.10	平成26年10月15日		⑨県意見が付された国ヒアリング資料の事前確認(県→市)				総務省による病院施設の整備予定に係る対県ヒアリングの資料として、基本構想の内容(5年で黒字)で回答した。
10	(12/16都市基盤特別委で報告済)		平成26年10月20日		⑩国ヒアリング資料の内容について				・病床、統合再編の必要性、規模・事業費の適正性、一般会計負担・収支見込の妥当性等の照会項目 ・県が付記した意見も多くの項目で市の考えを承認し「適切」とする内容となっている。
11	(12/16都市基盤特別委で報告済)		平成26年10月22日		⑪国ヒアリング資料の内容について				
12	(12/16都市基盤特別委で報告済)	H26.11	平成26年11月10日		⑫地域医療ビジョンとの整合性について(市長⇄県健康医療福祉部長)				
13	(12/16都市基盤特別委で報告済)		平成26年11月13日		⑬地域医療ビジョンとの整合性について(市長⇄県健康医療福祉部長)				(※これらの協議の概要は、本資料17項のとおりで、12/16の都市基盤整備特別委員会で既に報告済み)
14	(12/16都市基盤特別委で報告済)		平成26年11月28日		⑭地域医療ビジョンとの整合性及び収支計画(市長⇄県総務部長)				
15			平成26年12月1日			⑮基本計画評価委員会設置(告示)			
16		H26.12	平成26年12月5日	⑯地域医療ビジョン・病床機能に関する事前協議					野洲病院から提出された「26年度病床機能報告」について、現時点では市立病院を想定していないことを了承願う。 ・市立病院の病床数、機能について3つの案を参考提示。市の評価委員に予定している角野次長に伝達を依頼。

(仮称)野洲市立病院基本計画策定に係る各協議等の経緯と状況

No.	別添資料の参照ページ	年・月	日	庁内協議・主要事務	対県協議等(やり取り) 健康医療課主管関係 市町振興課主管関係	基本計画評価委員会	議会_※病院関係のみ	参加者	その概要等
17			平成26年12月16日				①基本計画策定の重要ポイント等について ・市長と県の両部長との協議(11/10、11/13、11/28)の内容について(右記のように報告)(都基特委)		(都基特委での報告内容) ・県健康医療福祉部としても野洲市に病院は必要で199床は了解しているが、病床内訳はH27の「地域医療ビジョン」と並行して検討している。 ・県総務部としては精度の高い収支計画の策定を求める。
18	P3	H27.1	平成27年1月7日		⑱財政事情ヒアリング(定例)におけるやりとり				(県からの指摘等) ・普通交付税交付金の額について、病床割分はプラスになっても、病院事業の実施により増えた市職員数の影響で行革評価の見合いで縮小する額もあり、プラスとマイナスで考えて欲しい旨 ・病院事業の収支は、県による起債同意の基準になるため、しっかり精査していきたい旨 ・1月29日に評価委員会を開催するとも聞いているが、市の財政が厳しい折開催しても大丈夫か危惧している。 ・財政課としては病院事業会計に繰り出す限界はいくらと考えているのか? →(市)野洲病院の現補助金額1億円程度と考えている。 ・公共施設の統合等行革を進める計画はあるか。 ・公立病院改革にそぐわない病院新設事業などへの交付税算入は、(県が適当と認められない)無くなる可能性もある旨
18の2			平成27年1月9日	⑲-2 第1回評価委員会の提出資料(「不成立」)及び当収支計画素案の理事者への提示					・第1回評価委員会に提示する資料(「不成立」と結論付け)と、当該収支計画の素案が、市担当課から市長に提示 (市長の指示) ・このような収支であるなら事業は実施不可能となる。 ・しかし、今回の収支の根拠が確かな数値かを再度確認する必要があるため、至急に四者(市長、担当部、野洲病院の責任者、コンサル)で協議をするように。
19			平成27年1月13日	⑲収支計画案について				・市(市長、政策部長、担当課6、広報秘書、課長等) ・コンサル(3)	・複数の前提条件により算出された収支計画素案について、市長以下庁内協議 (市長の指示) ・当初指示の通り、基本構想から大きくかけ離れないことが前提。 ・医師数が27人で積算されているが構想時の20人から増えたのはなぜか。変更の根拠を明確にすべき。医師給与も1738万円は適正か。 ・給与については覚悟を決めて対応し、他で工夫すること、稼働率が維持できる効率的な病床数設定を引き続き検討する方向で後日に議論を持ち越す。
20			平成27年1月16日	⑳収支計画案について				・市(市長、政策部長、担当課6、広報秘書、課長等) ・コンサル(2)	・前項に続いての庁内協議。収支見込の素案について。 (市長の指示) ・精査の時間が不十分であるが、評価委員会の日程も決まっているため、今回はこのままの内容で評価委員会に出さざるを得ない。その場ですべての情報を出し、今回の収支の根拠も含めて評価委員会で評価してもらうこと。 ・今回の見込みを基準に、増益増収と経費削減の両面でさらに検討し、可能なものについては情報として出していく必要がある旨
21	P4		平成27年1月20日		㉑収支計画に係る庁内協議の結果報告				(市からの説明事項) ・基本構想より現実的な数値で収支計画を実施したところ、自治体給与、民間給のいずれにしても経営収支は赤字となる旨 ・一般会計からの繰入は6億程度で、そのうち交付税を3億程度見込んでいる旨 (県からの指摘事項等) ・病院事業収支が赤字でも、一般会計から財源投入が可能と確認出来るなら起債は可能。交付税については、現制度で今後も交付出来るか保証出来ない旨 ・野洲病院の耐震補強には国の補助もある。県の振興資金の貸付についても相談に乗ります。

(仮称)野洲市立病院基本計画策定に係る各協議等の経緯と状況

No.	別添資料の参照ページ	年・月	日	庁内協議・主要事務	対県協議等(やり取り) 健康医療課主管関係 市町振興課主管関係	基本計画評価委員会	議会_※病院関係のみ	参加者	その概要等
22			平成27年1月28日		②2回目の国ヒアリングが実施されることとなったため、資料の作成依頼(県→市)				・国のヒアリングは2回目であり、特に問題のあるまちをヒアリングされるもの。(県談)
23			平成27年1月29日			③第1回基本計画評価委員会開催			・20年後も赤字の収支計画で説明
24		H27.2	平成27年2月2日		④2回目の国ヒアリングの資料に対して、第1回評価委員会にて提示した収支内容(20年後も赤字)で回答				・再度の国ヒアリングを実施されとのことから、最新のデータでの資料の再提出を求められた。担当部の判断により、第一回評価委員会の内容(20年でも赤字)で回答提出した。
25	P4		平成27年2月5日		⑤2回目の国ヒアリングへの提出資料を基に協議				(県の指摘事項等) ・市一般財源など明確に財源確保されるのであれば、開設許可、起債同意は制度上可能である。ただし、交付税措置は、チェックが厳しくなるため、措置されない可能性が高い旨 ・交付税措置される見込みがないものを起債同意できるのか、という点は、制度設計上想定されたものではなく、ある意味すき間の部分でもあるといえる旨
26			平成27年2月9日				⑥第1回基本計画評価委員会の結果について報告(都基特委)		
27	P5		平成27年2月12日		⑦県意見が付けられた2回目の国ヒアリング資料の事前確認(県→市)				・2/2の市からの回答について2/5協議を踏まえ修正 ・県の事前ヒアリング(2/5)を経て県の見解も付記され、収支見込の悪化、市の直営、一般会計の妥当性に関わって県が否定的な意見に転じている。
28	P6		平成27年2月17日		⑧2回目の国ヒアリングに向けた事前協議				(県の指摘事項等) ・国のヒアリングは2回目であり、特に問題のあるまちをヒアリングされるもの。 ・収支計画の修正が出てきて、今回提示された収支計画で算定されている一般会計からの6億3千万円(は大きく変わらないのでそれを確保できるかどうか)である。野洲市の財政状況から相対的に行革を断行していくことを示されない限り事実上、起債の同意は困難である旨 ・また、同意基準は、「合理的な範囲内における一般会計繰入金によって、確実に回収されることが見込まれると認められるものであること。』と規定されていることから、一般財源6億3千万円の財源確保が必須である旨
29			平成27年2月20日	⑨収支計画案の再考について					・第1回の評価委員会にて提示した収支における採用数値等の不合理な点は是正と、新たな提案等を盛り込むため、市長以下、野洲病院の職員を加えて、第2回目の評価委員会に向けた検討を開始。1回目の委員会にて提示した試算における再精査必要項目の特定等を行った。 ・野洲病院の実績データ等を評価し、採用すべきものを基準として洗い出し、収支計画におけるルールとして確認した。病床構成を一般100・地域包括ケア40・回復期リハ40、病床稼働率、人件費、薬品費等については、このルールによって算定し、次回(2/27)に再度協議する。
30			平成27年2月23日		(草津保健所) ⑩現状と経過説明				(市) ・野洲病院に対して、収支計画の見直しに係る資料の提示を打診しているが、現時点で市の収支計画を数値化できる要素は少ないと考えている。野洲病院が作成される収支計画の見直し案の取扱いについては、評価委員会において客観的に評価いただく必要があると考えている。 (県)地域医療構想は本庁の健康医療課が進める。病床機能(一般病床の削減等)については、公立病院へ負担が多く来るのではないかとこの旨

(仮称)野洲市立病院基本計画策定に係る各協議等の経緯と状況

No.	別添資料の参照ページ	年・月	日	庁内協議・主要事務	対県協議等(やり取り)		基本計画評価委員会	議会_※病院関係のみ	参加者	その概要等
					健康医療課主管関係	市町振興課主管関係				
30 の2			平成27年2月25日	⑩-2収支計画案の再考について					<ul style="list-style-type: none"> 野洲病院(事務部長 外3) 市(担当次長) コンサル(2) 	<ul style="list-style-type: none"> 2/20に確認したルールに基づき、担当課、野洲病院、コンサルの3者事務レベルで協議
31			平成27年2月27日	⑪収支計画案の再考について					<ul style="list-style-type: none"> 野洲病院(事務部長 外3) 市(市長、政策部長、担当次長、広報秘書 課長) コンサル(2) 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回目の評価委員会に向けた再検討。2/20の継続。 2/20に確認合意したルールにほぼ則って試算した結果として、大幅な赤字の試算が提示された。 (市長指示事項) 試算の基礎数値を確認したところ、医師給1464万円など。ただ福利厚生や退職給付引当金などの費用について過少な点があったので、これを公務員並みの基準に是正すべき。これを見直して、再度試算するようコンサルに指示。 →(コン) 提案であれば概ね5年程度の黒字化が想定できる。 病床稼働率や入院診療単価の調整、野洲病院から現有医療機器に対する評価や処理方法について話をし、最終案へつなげていく。
32	P7	H27.3	平成27年3月5日							<ul style="list-style-type: none"> (総務省からの意見等・抄) 収支見通しが合理的に成立していなければ交付税措置はしない。 つまり、このままでは交付税措置はしない。 開設5年程度で経常収支黒字を達成する必要がある。 収支見通しの面で、この事業で市の財政が立ち行かなくなるとは明らかであり、総務省として、この事業の背中を押すことはしない。 市直営の運営形態を選択することの妥当性。
33			平成27年3月5日	⑬収支計画案の再考について					<ul style="list-style-type: none"> 野洲病院(事務部長 外3) 市(市長、政策部長、担当次長、担当課 長) 広報秘書 課長 財務課、人事課 コンサル(2) 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回目の評価委員会に向けた再検討。2/27の続き。 これまでの内容に加えて、次の前提条件をさらに確認し、市民懇談会(3/7)に間に合うように収支計画を策定するようコンサルに指示。 給与費等の設定について、医療法人の平均値で設定するよう変更。 野洲病院のH26入院単価をベースに看護配置10対11に置き換えて算定 法定福利費と退職給付金の設定について、市の規定で設定 婦人科の単価を外科の単価で設定 医療機器の買い替え期間を9年として設定
33 の2			平成27年3月6日	⑬-2収支計画案の再考について					<ul style="list-style-type: none"> 市(市長、担当課) 	<ul style="list-style-type: none"> コンサルから、赤字の収支が示される(送付)。 3/5では、同日の前提に基づけば5年で黒字が想定できるとのことであったが、一転して赤字の収支素案が再提示されている理由は何か。協議ルールに基づいているか、精算根拠を明確にすべき、として、この日中に再試算するようコンサルに指示。
34			平成27年3月7日	⑭野洲市立病院整備基本計画についての市民懇談会						<ul style="list-style-type: none"> 3/6の指示に基づく収支の修正が間に合わず、収支が赤字の計画で暫定的に市民に提示し、収支計画の課題等も合わせて公開で検討した。 依然赤字の収支となっている要因について、事務局から医師給を2030万円で精算していたこと等が明かされる。
35 の2			平成27年3月9日 ～平成27年3月10日	⑮-2収支計画案の再考について						<ul style="list-style-type: none"> 3/6の協議、3/7の市民懇談会での検証事項を踏まえた試算結果を確認。 加えて、次の点を前提条件に加えた試算結果の作成をコンサルに指示することを確認。 病床構成は一般100、地域包括ケア病床40、回復期リハ病床40 地域包括ケア病床の稼働率は95% 外構整備費は3%の一般的な基準では不合理であるため、面積を勘案して5000万円に減額適正化 等

(仮称)野洲市立病院基本計画策定に係る各協議等の経緯と状況

No.	別添資料の参照ページ	年・月	日	庁内協議・主要事務	対県協議等(やり取り)	健康医療課主管関係	市町振興課主管関係	基本計画評価委員会	議会_※病院関係のみ	参加者	その概要等
35			平成27年3月11日	③収支計画案の再考について			市町振興課主管関係			・市長、政策部長、担当次長、(4)、広報秘書課長、財政課、人事課 ・コンサル(2)	・前項の内容等をコンサルへ指示。16年目から黒字となる収支がその場で積算される。収入は固め、支出は緩めに見たことからのひしりがあることと、減価償却を除くと、資金ショートは生じないことから、これを説明として付して2回目の評価委員会に、当該収支計画を報告することを決定。
36			平成27年3月12日					⑤第2回基本計画評価委員会開催			
37	P8		平成27年3月17日				⑦用地取得費の扱い、交付税措置、起債同意についての協議				・合理的に収支見通しが成立しているか(採用数値の根拠性、合理性)を県と総務省の二重チェックで適当と判断した場合には交付税措置を認めるが、第2回試算の「開院16年目の黒字化」では交付税措置が認められない可能性が大きい。 ・一般会計からの繰入が確実可能な市財政であること等に合致すれば起債同意される。(県知事の同意) ・第2回試算の収支計画を、市の中長期財政見通しにあてはめると市財政は厳しい状況が見えるため、起債に同意できない可能性がある。 ・市が先行取得した用地の計上方法は、当初の804,300千円とすべきと考える。
38			平成27年3月20日					⑧第2回基本計画評価委員会の結果について報告(都基特委)			
39			平成27年3月24日					⑨市議公会本会議→予算常任委員会			・H27補正予算案継続審査採決
40			平成27年3月31日	⑩(仮称)野洲市立病院整備基本計画策定							
41	P9	H27.4	平成27年4月13日				⑪「第2回評価委員会」での意見主旨の確認(県健康医療福祉部:角野次長)				(市) 前回の評価委員会で「交付金が出ない」と発言されているが、交付金とはどこのことを指して言われたのか？ (県) ・いわゆる病院事業債に対する「特別分」のこと。 ・一般病床は減らす必要があり、感覚としては有床診療所+老健施設のような形でもいけると考えているが、野洲市内に病院が必要なのは、県健康医療福祉部として認めている。 ・しかし県でも市町振興課サイドは違う。財政の健全性。5年後に黒字の病院であることが求められる。これができない(新設病院の)場合、交付税措置はないとしている。 ・医療健康福祉部の「開設許可」とこれ(交付税措置)とは別の話。開設許可の審査では正直収支は見えない。ただ、開設許可をするのは知事なので、知事が(開設)許可したということで、収支計画についても県が認めたという解釈をしてもらっては困る。
42			平成27年4月15日					⑫(仮称)野洲市立病院整備基本計画について(都基特委)			

(仮称)野洲市立病院基本計画策定に係る各協議等の経緯と状況

No.	別添資料の 参照ページ	年・月	日	庁内協議・主要事務	対県協議等(やり取り) 健康医療課主管関係	市町振興課主管関係	基本計画評価委員会	議会_※病院関係のみ	参加者	その概要等
43	P10		平成27年4月16日			<p>③起債同意、交付税に係る県振興課との協議内容の確認</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・総務省のヒアリングについては、第1回目の(20年以上)赤字の収支について行ったもので、総務省の意見もそれのみに基づいている。また、県と市とのやり取りにおける県の見解も2回目の試算は一切考慮していない旨 ・病院の収支が良くなっても、毎年野洲市が一般会計から6億(※交付税交付金で裏打ちされる額を含む)を病院に拠出しなくてはならず、この事実が(収支が黒になっても大きくは)変わらない。 ・交付税措置があるから、という話をされているが、交付税交付金は特定財源ではない。つまりその算定額が毎年現金で入ってくる、というしくみのものではない。総額も毎年減る傾向にあるし、算定のルールも毎年変ることから、保証された財源ではない。 ・県として言えることは、3/5に渡した総務省ヒアリングの結果が全てであり、それまでのやり取りは、その結果についての見込みなどを担当者に喋ったものである。